

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

私は、毎年、A市役所で国民年金保険料の申請免除の手続をしていたので、昭和61年4月から63年3月までの2年間だけ免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「毎年、A市役所で国民年金保険料の申請免除の手続をしていた。」旨主張しているところ、オンライン記録及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿から、申立期間より前の昭和50年4月から61年3月までの期間及び申立期間直後の63年4月から同年7月までの期間に係る国民年金保険料については、申請免除となっていることが確認できる。

また、申立人に係る戸籍の附票から、申立人は、申立期間当時、住所の異動が無いことが確認できる上、申立人の夫は、「昭和53年6月から平成3年6月頃まで自営業をしていたが、生活はずっと苦しかった。」旨証言していることから、申立期間当時、申立人の生活状況及び経済状況に大きな変化があったことはうかがえず、申立期間についても免除基準に該当していたものと考えるのが自然である。

これらのことを踏まえると、申立期間以前に11回の免除申請を毎年行ってきた申立人が、申立期間のみ免除申請を行わなかった理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

大分厚生年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和53年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年1月から同年9月までは9万8,000円、同年10月から同年12月までは11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月4日から54年1月1日まで

私はA事業所（後の、B事業所）に昭和53年1月4日から臨時的任用職員（当時：C）として採用されたが、年金事務所の記録では同事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が54年1月1日となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る資料等を引き継いだとするD事業所が保管する勤務記録カードから、申立人は、申立期間においてA事業所に臨時的任用職員（当時：C）として継続して勤務していたことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間前後の期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、前述の勤務記録カードが確認できる者は、当該勤務記録カードにおける採用日と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の同僚のうち申立人と同様に昭和53年に臨時的任用職員（当時：C又はE）として採用されたとする複数の同僚は、「私は、A事業所に採用された日から厚生年金保険に加入している。」と供述している上、前述の被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、その供述する採用日と厚生年金保険被保険者の資格取得日はほぼ一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同時期に採用された同僚に係る前述の被保険者原票における資格取得時の標準報酬月額の記録及び申立人に係る前述の被保険者原票における昭和54年1月の記録から、53年1月から同年9月までは9万8,000円、同年10月から同年12月までは11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所は、平成22年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、D事業所は、「関係資料は保存期間満了のため廃棄しており、不明である。」と回答しているが、事業主による申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得届、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が、昭和54年1月1日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る53年1月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成9年12月28日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月31日から同年12月28日まで

私は、A社に平成9年12月27日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年7月31日に被保険者資格を喪失したことになっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成9年7月31日とされているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年11月21日の後の同年12月2日付けで、申立人の同年10月の定時決定の記録を取り消す処理と共に、被保険者資格を同年7月31日まで遡って喪失させる処理が行われたことが確認できる上、同社に係る被保険者17人についても、申立人と同様に、被保険者資格を同日まで遡って喪失させる処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる上、商業登記簿謄本により、同社は、申立期間において法人事業所であったことが確認できるほか、前述の平成9年12月2日の処理日前の被保険者記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年11月21日以降も複数の従業員が同社に在籍していたものと推認されることから判断すると、同年11月21日時点において、同社は厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、前述の申立人の資格喪失日に係る遡及処理が行われた平成9年12月2日から同年12月28日までの期間については、前述のとおり、同社は厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていたと認められるところ、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成9年7月31日にA社に係る被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格喪失日は同年12月28日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の取消処理が行われる前の申立人に係る平成9年10月の定時決定の記録から、11万円とすることが妥当である。

大分国民年金 事案 849

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から63年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から61年3月まで
② 昭和61年4月から63年3月まで

毎年、A市役所で夫婦一緒に国民年金保険料の申請免除の手続を行っていた。申立期間①は、妻は免除されているのに、私は免除されていないことに納得できない。また申立期間②についても免除の手続を行ったので、免除になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和63年2月頃に払い出されているものと推認できることから、この頃、46年4月15日を資格取得日として国民年金の加入手続が行われたものと考えられるところ、国民年金保険料の免除申請は、制度上、加入手続を行った後、毎年度ごとの申請が必要であることから、申立期間①及び申立期間②のうち63年1月から同年3月までを除く期間については、国民年金保険料の免除申請ができない期間である。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「厚生年金（社保確認）4年8ヶ月、63.1～60才まで19年8ヶ月、合計24年4ヶ月、今後、納付及び免除で60才までいっても、60才以上の任意加入が必要である事を説明スミ」と記載されていることが確認できることから、同市が申立人に対して申立人に係る年金記録の確認を行ったと考えられる上記払出時点では、申立人は国民年金に未加入であったと考えられる。

さらに、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該期間の国民年金保険料を免除申請したことを示す関連資料（家計簿、国民年金保険料免除申請

承認通知書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は昭和57年11月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、被保険者となり得る期間で無いことから、当該期間を納付済期間として訂正することはできない。

また、申立人の昭和57年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年10月までの期間及び60年4月並びに同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、59年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料についても還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで
② 昭和57年7月から同年10月まで
③ 昭和57年11月から58年2月まで
④ 昭和59年10月から同年12月まで
⑤ 昭和60年4月及び同年5月まで

私は昭和57年1月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、私が納付に行けない時は母が納付してくれていたもので、申立期間①、②及び③が未納となっていることに納得できない。

また、申立期間④は、国民年金保険料が還付されたのか調査してほしい。

さらに、申立期間⑤についても、私か母が厚生年金保険との切替手続を行って国民年金保険料を納付しているはずなので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和59年5月頃に払い出されていることが推認できるところ、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿から、行政側が申立人の資格取

得日を20歳到達前である57年1月1日と誤って設定したことにより、本来、国民年金の被保険者となり得ない同年1月から同年6月までの期間及び同年11月から58年2月までの期間についても強制加入被保険者期間として把握されていたことが確認でき、申立人に係る年金記録が適切に管理されていたとは言い難い状況が見受けられる。

また、その結果として、申立人が20歳到達前であるにもかかわらず、上記払出時点で過年度納付可能な昭和57年4月から同年6月までの期間について過年度納付書が発行され、申立人は当該期間の国民年金保険料を過年度納付している記録が確認できる。このことから、申立期間③についても、上記払出時点で過年度納付可能な期間として納付書が発行された可能性は否定できない上、申立人は、「納付書が手元があれば忘れずに納付していた。」旨主張しており、上記のとおり過年度納付している事跡があること、及び行政側の記録管理に不適切な点が見受けられることを踏まえて判断すると、申立期間③の国民年金保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、20歳到達前の加入であるが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和59年5月時点では既に時効により、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、前述の特殊台帳及び被保険者名簿から、申立期間②については、国民年金の未加入期間であることが確認できることから、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間④については、前述の特殊台帳及び被保険者名簿から、当該期間に係る国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

加えて、申立期間⑤は、申立人の所持する国民年金手帳の資格得喪欄に資格取得の記載が確認できないこと、及び前述の被保険者名簿の資格取得欄にも同様に資格取得の記載が確認できないことなどから、国民年金の未加入期間として、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③である昭和57年11月から58年2月までの国民年金保険料相当額を納付していたと認められる。しかしながら、当該期間については、申立人は20歳前であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことから、申立期間を納付済期間として訂正することはできない。

また、申立人が、申立期間①、②及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間④の国民年金保険料についても還付されていないものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 851

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から6年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から6年9月まで
平成4年から5年頃に、母がA町役場で私の国民年金の加入手続を行い、20歳までの国民年金保険料を遡って納付してくれたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年から5年頃に、母が私の国民年金の加入手続を行い、20歳までの国民年金保険料を遡って納付してくれた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号前後の被保険者記録から、20歳到達時を資格取得日として平成8年9月頃に払い出されているものと推認できることから、この頃、国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、当該払出時点では、申立期間の大部分である3年9月から6年7月までの期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の母親は、「遡って納付した金額は定かではないが、十数か月間の保険料を納付したことは覚えている。」旨主張しているところ、申立人のオンライン記録から、納付日は不明であるものの、平成6年10月から8年3月までの期間（18か月間）を過年度納付していることが確認できることから判断すると、申立人の母親が申立人の国民年金の加入時期及び保険料の納付時期を誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から49年6月まで

私は、結婚してA市に約20年間住み、地区隣保班の婦人会を通じ、国民年金保険料を納めたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚してA市に約20年間住み、地区隣保班の婦人会を通じ、国民年金保険料を納めた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和35年10月1日を資格取得日として同年12月24日に払い出されていることが確認できるものの、37年4月11日に同資格を喪失していることがオンライン記録及びB市の被保険者名簿により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る納付書は発行されず、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳の記載から、申立人には、A市において上記手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、これは、昭和49年7月23日を資格取得日とした国民年金の任意加入によるものであることから、当該払出時点においても申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る納付書は発行されず、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は147か月と長期間であり、地区隣保班の婦人会を通じて納付したとする申立人の国民年金保険料について、行政側の事務的な過誤が繰り返し行われたとは考え難い。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から62年3月まで

私の国民年金保険料は、私が20歳になった時、市役所から実家に納付書が郵送されてきたので、母が納付してくれていた。母から、「納付書が送られてくるたびに、納め忘れがないよう気を付けていた。」と聞いているので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金保険料は、私が20歳になった時、市役所から実家に納付書が郵送されてきたので、母が納付してくれていた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和63年3月頃に払い出されているものと推認できることから、この頃、20歳到達時を資格取得日（昭和63年7月頃、申立人が学生でなくなった62年4月1日に資格取得日を訂正）として国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る納付書は発行されず、当該期間に係る保険料を現年度納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと考えられる時点から資格取得日に変更されるまでの約4か月については、申立期間は国民年金の強制加入期間として把握されていたものの、申立期間のうち、昭和59年11月から60年12月までは上記払出時点では既に時効により、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人及び申立人の母親から61年1月から62年3月までの期間に係る国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる主張等も見受けられない。

さらに、申立人に係る戸籍の附票から、申立人は、申立期間当時、A県B市

へ住民票の異動をしていることが確認でき、制度上、C市で申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 27 日から 50 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 10 月に A 社を退社後、親族の経営する B 社が C 部門を設立することに伴い同社に入社し、50 年 1 月末まで勤務した。

私は、B 社の C 部門において事業運営上の責任者であり、経理事務の業務に従事し、自ら社会保険事務所（当時）に出向いて厚生年金保険料の納付を行っていた。

厚生年金保険被保険者記録照会回答票を確認したところ、B 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和 48 年 7 月 3 日から B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は既に閉鎖され、事業主も死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況等について確認できる関連資料及び事業主の供述を得ることができない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、申立人の同社における保険料控除等をうかがわせる供述等を得ることができない。

さらに、B 社の事業主が C 事業に進出するに当たって設立したとされる D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、同社に係る雇用保険の被保険者資格を取得する以前の期間において、B 社における雇用保険の被保険者記録が

確認できるにもかかわらず、同社に係る被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が複数見受けられることから判断すると、同社は従業員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、仮に、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認されたとしても、申立人は自ら、「B社がC部門を設立した際に、私はその事業運営をほぼ全面的に任されており、人事、経理、事務の全般にわたる責任者であった。」、「社会保険関係の事務手続に係る指示を事務担当者に行い、事後にチェックを行っていた。」、「事実上の会社経営に経理上の責任がある立場であったと認識している。」と主張している上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚も、「申立人は経営者一族の一人であったので、若年であったが経理部長というような肩書きで呼ばれていた。」、「申立人は専務をしていた。」旨供述していることから判断すると、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「事業主が保険料を納付する義務を履行しないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

大分厚生年金 事案 1072

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月頃から28年3月頃まで
② 昭和30年4月頃から35年7月頃まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社において、それぞれ季節労働者として勤務したが、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人は、当該期間において、A社が施工し申立人が従事したとする工事名及び当該工事の現場主任者の氏名を記憶していることから判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が当該工事現場の作業に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは申立人の同社における勤務実態及び保険料控除について確認できる供述を得ることはできない上、申立期間当時の複数の事務担当者は、「申立人を正社員として憶えていない。」、「申立期間①当時、正社員は30人くらいいた。」とそれぞれ供述しており、これは申立期間①当時における厚生年金保険の被保険者数とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務したとする前述の現場主任者であったと記憶する同僚については、前述の被保険者名簿に氏名の記載が無く、居所不明のため供述を得ることができない上、前述の同僚の一人は、「当時、現場主任者で申立人の上司であったとする者は、A社の社員ではなく、下請社

員であったと記憶している。」旨供述している。

さらに、商業登記簿謄本によるとA社は既に閉鎖されており、事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び事業主の供述を得ることができない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について

申立人は、当該期間において、B社が施工し申立人が従事したとする工事名及び当該工事の現場主任者の氏名を記憶していることから判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が当該工事現場の作業に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び申立人が記憶する同僚からは、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除について確認できる供述を得ることはできない上、申立期間当時の複数の同僚及び事務担当者は、「申立人を正社員として憶えていない。」、「申立期間②当時、正社員は50人くらいいた。」とそれぞれ供述しており、これは申立期間②当時における厚生年金保険の被保険者数とほぼ一致していることが確認できる。

また、B社は既に閉鎖されており、商業登記簿謄本により代表取締役であったことが確認できる3人のうち二人は死亡、残りの一人は居所不明であることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び事業主の供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 1 日から 23 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 4 月から 24 年 3 月末までの期間において A 社 B 支店に継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が 23 年 1 月 1 日となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人の入社時期を特定することはできないものの、申立人が申立期間において、A 社 B 支店（勤務箇所は A 社 B 支店 C 出張所）に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「私は、A 社 B 支店に入社した昭和 21 年 4 月頃から 22 年 7 月までは臨時社員だった。昭和 22 年 4 月に入社試験（筆記及び面接）があつて、同年 8 月に正社員となった。私は、臨時社員の期間は厚生年金保険に加入していなかった。」、「私は、A 社に正社員として入社した。私の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、入社から 1 か月遅れた時期となっている。」旨供述しているところ、当該複数の同僚について、入社したとする時期と厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致していない状況が確認できることから判断すると、A 社は、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A 社は、「申立期間当時の厚生年金保険に係る届出や保険料控除の

資料は現存していない。」と回答していることから、当時の状況は不明である。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 23 年 1 月 1 日と記録されており、申立期間に申立人の氏名は確認できず、当該資格取得日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していた。このことは、私が、「B免許試験受験者のための講習会開催について」という通知を所持している上、A社を退職するときに交付された雇用保険被保険者証に「昭和 55 年 9 月 30 日交付」と記載されていることから明らかである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社団法人C県労働基準協会長から発出された「B免許試験受験者のための講習会開催について」（昭和 55 年 5 月 1 日付け）を所持しているところ、A社が、昭和 55 年 5 月 20 日に当該文書を受け付けたことが確認でき、当該文書に申立人と同姓の回覧者名が記載されていることから、申立期間のうち、同年 5 月 20 日前後の期間において、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の同社における勤務期間を特定することができない。

また、申立人から提出された雇用保険被保険者証について、雇用保険の全被保険者番号照会によると、当該被保険者証に記載された被保険者番号は、申立期間のうち昭和 55 年 9 月 1 日以降に雇用保険の被保険者記録が確認できるD社に係る被保険者番号と同一であることが確認できるほか、公共職業安定所は、当該被保険者証について、同社に雇用されたときに交付したものであると考えられる旨回答している。

さらに、申立期間のうち、昭和 55 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期

間については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、同年4月1日から同年8月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付記録が確認できる。

加えて、A社は、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除については資料が無く不明である旨回答している。

その上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 14 日から 39 年 10 月 9 日まで
② 昭和 39 年 10 月 20 日から 41 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 3 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 58 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 28 日まで

私は、昭和 45 年 5 月に事業所を結婚退職した際に事務員から脱退手当金を請求するか否かを尋ねられたため、親に相談し、その結果、受給しないと決めたことを記憶している。申立期間①、②及び③に係る脱退手当金は受給していないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、私は、昭和 58 年頃にA社にアルバイト（パート）従業員として入社し、その3か月後に正社員となった。私は、入社して1年後に厚生年金保険については、加入した記憶があるが、A社の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録が昭和 61 年 4 月 28 日となっていることに納得できない。申立期間④についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日前後の2年間において資格を喪失したことが確認できる申立人と同性の被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満た

している 56 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、35 人に支給記録を確認することができ、そのうち 28 人は資格喪失日より 6 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる上、当該脱退手当金の支給決定年月日が同日付けとなっている者が 8 組見受けられること、及び当該被保険者の中には脱退手当金の請求手続について事業所を通じて行ったと供述する者がいることなどを踏まえると、同社においては事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた状況がうかがえる。

また、申立人は脱退手当金について、「私は、母親に相談した結果、年金は将来的に受給するためのものだから、脱退手当金は受給しないように言われたため脱退手当金を受給するはずが無い。」と供述をしているものの、B社を退職後、国民年金の強制加入期間において加入手続を行っておらず、昭和 55 年 6 月 17 日に国民年金の任意加入手続を行うまで、公的年金の加入記録を確認することができないことから判断すると、脱退手当金の支給日において公的年金を通算する意思を有していたとまでは認められない。

さらに、前述の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記録されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給日は厚生年金保険被保険者の資格喪失日から 3 か月を経過した後となっているなど、社会保険事務所（当時）による一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間④について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間④のうち昭和 58 年 12 月 5 日から 61 年 4 月 28 日までの期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、「会社が厚生年金保険の適用事業所になった当初は、従業員を雇用しても最初の 3 か月間は試用期間により社会保険の加入手続は行っていなかった。」と供述しているところ、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の中には厚生年金保険被保険者の資格取得日と、雇用保険被保険者の資格取得日が 2 か月から 3 か月程度相違している者が複数確認できること、ii) 申立人は同社の従業員数が約 30 人から 40 人であったと記憶しているにもかかわらず、当該被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の人数が約 20 人前後であることなどから判断すると、同社は従業員について、必ずしも雇用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らず、また必ずしも全員を厚生年金保険に加入さ

せていたとは限らない状況がうかがえる。

また、事業所は、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及標準報酬月額決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正届（資格取得時報酬訂正）」、「健康保険被扶養者（異動）届（副）」、及び事業所作成による「被保険者整理簿（名簿）」を保管しており、当該資料によると申立人は昭和 61 年 4 月 28 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人は、「私は、昭和 58 年頃、A 社にアルバイト（パート）従業員として入社し、3 か月後に正社員になった。事業所に入社して 1 年経過した頃に、社会保険に加入した記憶がある。A 社で勤務するようになってから、扶養の基準を超えているので、私の夫の扶養には入れないと説明を受けた記憶がある。」と供述しているところ、申立人の元夫の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者記録から、申立人は昭和 55 年 7 月 1 日から 61 年 5 月 1 日までの期間において元夫の被扶養者として記録されていることが確認できる。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、申立人の勤務実態及び保険料控除についてうかがえる供述を得ることができない。

一方、申立期間④のうち、昭和 58 年 4 月 1 日から同年 12 月 5 日までの期間については、申立人は、「私が A 社に入社した当時、勤務したのは同社 C 店であった。」と供述している上、A 社の事業主は、「当時の従業員によると、申立人は当社の C 店の開店にあわせて入社したのではないかとの話であった。」と供述しているところ、同社保管の資料から、同社 C 店は同年 12 月 21 日に開店したことが確認できる上、そのほかに申立人の同社における当該期間の勤務実態を確認できる資料等も存しない。

このほか、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 7 日から 9 年 4 月 1 日まで

私は、平成 6 年 11 月から 14 年 3 月まで A 社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録上、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が 9 年 4 月 1 日から 14 年 3 月 1 日までの記録となっている。勤務を開始した頃については試用期間中であつたために被保険者記録が無いのかもしれないが、申立期間について A 社に係る被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述、及び申立期間の一部に係る申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の事業主は、「申立期間においては、申立人は臨時社員であつたので、申立人の厚生年金保険の加入手続は行っておらず、給与から保険料も控除していない。」と回答している上、同社の社会保険事務担当者は、「平成 9 年の申立人の所得税源泉徴収簿によると、申立人の厚生年金保険料は同年 4 月分以降の給与から控除されているので、申立期間において、申立人の給与から保険料は控除されていないと思う。」と供述しているところ、同社から提出された申立人の平成 9 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿の写しによれば、申立人の厚生年金保険料については、同年 1 月分から同年 3 月分までの給与から控除されておらず、オンライン記録上、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同年 4 月分か

ら同年12月分までの給与から控除されていることが推認できる。

また、オンライン記録により、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月頃から 59 年 2 月頃まで

私は、申立期間においてA社にBとして勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の回答、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、少なくとも申立期間の一部において、同社にBとして勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「A社は必ずしも社員全員を社会保険に加入させていなかったため、何度も全員を加入させるように注意したが改善しなかった。雇用保険と健康保険及び厚生年金保険の加入手続はほぼ同時期に行っていた。」と供述しているところ、申立人については、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が確認できない上、前述の被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において、被保険者記録が確認できる同僚 15 人については、厚生年金保険の被保険者期間とおおむね一致する雇用保険の被保険者記録も確認できることから判断すると、事情は不明であるが、申立人については、同社において社会保険の加入手続が行われなかったものと考えられる。

また、A社の事業主は、「申立人の申立てどおりの届出及び社会保険料控除については、当時の資料が無く不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており事情を確認できないほか、同社に係る被

保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、前述の被保険者原票を確認しても、申立期間及びその前後の期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1079

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 2 月から同年 9 月の途中まで A 社に勤務しており、同年 9 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、私は、A 社を退職してすぐに B 社に就職し、昭和 38 年 10 月分の給与から厚生年金保険料が控除され始めたにもかかわらず、申立期間②に係る被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録上、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の申立期間①当時の事業主、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人が申立期間①において同社に勤務していたこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認することができなかった。

また、申立人に係る前述の被保険者原票により確認できる申立人の A 社に係る被保険者資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人は、A 社に昭和 38 年 9 月の途中まで勤務していた旨主張しているところ、i) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 19 条において、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを被保険者期間に参入することとされていること、ii) 同法第 81 条第

2項において、保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収するものとする事とされていること等から、仮に申立人が同年9月15日から同年9月29日までのいずれかの日まで同社に勤務しており、同年9月分給与から保険料が控除されていたと認められたとしても、同法の規定により、申立人の同社に係る被保険者資格喪失日の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②については、オンライン記録上、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の申立期間②当時の事業主、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人が申立期間②において同社に勤務していたこと、及び給与から保険料を控除されていたことを推認することができなかった。

また、前述の被保険者原票により、申立人の同僚が傷病手当金を受給するにあたり、社会保険事務所（当時）による調査が行われた結果、厚生年金保険被保険者の資格取得日を9か月遡及して訂正された記録が確認できることなどから判断すると、申立期間②当時、B社は、必ずしも従業員全員を勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人に係る前述の被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出し簿により確認できるB社に係る同資格取得日は、オンライン記録と一致しており、不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1080

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 44 年 9 月から勤務し、45 年の夏に退職したと記憶しているが、年金事務所の記録では、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 3 月 21 日となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人は、昭和 45 年 3 月 20 日まで当社に勤務していた。申立期間において申立人は当社に勤務していないので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除しておらず、申立人の申立てどおりの届出を社会保険事務所（当時）に行っていない。」と回答しているところ、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」の写しにおける申立人の資格喪失年月日欄に「昭和 45 年 3 月 21 日」と記載されている上、申立人に係る「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しにおける離職等年月日欄に「昭和 45 年 3 月 20 日」と、それぞれ記載されていることから、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたこと、及び同社に係る厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

また、前述の資格喪失届の写し及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人の被保険者資格喪失日は、オンライン記録と一致している上、当該資格喪失届の写しの押印により、社会保険事務所が昭和 45 年 3 月 26 日に当該資格喪失届を受理したことが確認できるところ、当該被保険者名簿により、翌日の同年 3 月 27 日に当該資格喪失届の処理がされていることが確認できるなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点も

見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで
私は、申立期間において、A社にBとして勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録上、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できない上、申立期間当時の事業主に係る国民年金の特殊台帳によると、当該事業主は、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、前述の事業主及び役員は死亡又は居所不明である上、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから事情を確認することができず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る戸籍の附票により、申立人は申立期間においてC県D市に居住していたことが確認できるところ、同市の回答により、申立人は申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立

期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月頃から同年 4 月頃まで
② 昭和 50 年 9 月頃から同年 12 月頃まで
③ 昭和 51 年 1 月頃から同年 7 月頃までの期間のうち
の約 4 か月間

私は、申立期間①においてはA社、申立期間②においてはB社、申立期間③においてはC社にそれぞれ勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。いずれの事業所においても、就職する時は社会保険があるという条件で入社しており、試用期間の説明は無かった。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、勤務時期及び勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立期間①当時は、臨時で雇用する従業員が多く、臨時の従業員については厚生年金保険に加入させていなかった。従業員の出入りが多く、基本的には正社員でも1年から1年半程度の試用期間を設けていた。試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、前述の同僚は、「A社では1年ずつ3回勤務したが、10 か月間しか厚生年金保険の記録が確認できない。」と供

述していることから判断すると、同社は、申立期間①当時、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、前述の元事業主は、「申立人に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況等については、会社は既に解散しており、当時の資料が無いため不明である。」と回答しているほか、前述の被保険者原票により同社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、前述の被保険者原票を確認しても、申立期間①及びその前後の期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述、及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、勤務時期及び勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の元事業主及び社会保険事務を担当していたとする者は、「従業員を厚生年金保険に加入させるに当たっては基本的には3か月間の試用期間を設けており、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、前述の被保険者原票により、被保険者記録が確認できる別の同僚は、「私は、2年間ほど勤務していたが、勤務期間と被保険者期間は一致していない。試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかったようである。」と供述している上、当該同僚について、別の同僚が、「2か月間から3か月間ほど、一緒に勤務していたと思う。」と供述しているところ、当該被保険者原票及びオンライン記録によると、これらの同僚二人の被保険者記録の重複期間は1か月未満であることから判断すると、同社は、申立期間②当時、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、前述の元事業主は、「申立人に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況等については、会社は既に解散しており、当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、前述の被保険者原票により、同社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、前述の被保険者原票を確認しても、申立期間②及びその前後の期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

3 申立期間③について、C社の元役員の回答、申立人の勤務内容に係る具体的な供述、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、勤務時期及び勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の元役員は、「従業員を厚生年金保険に加入させるに当たっては、基本的に3か月間程度の試用期間があり、試用期間後に厚生年金保険などに加入させていた。」と回答しているところ、前述の被保険者原票によると、i) 前述の複数の同僚のうち、「2か月間から3か月間ほど、申立人と一緒に勤務していた。」と供述している同僚は、申立期間③の後の昭和51年8月2日に被保険者資格を取得していることが確認できること、ii) 当該同僚が、「私よりも先に入社していたと思う。」と供述している複数の同僚については、当該同僚と同じ同年8月2日に同資格を取得していることが確認できること、iii) 同年8月1日に同資格を喪失している別の同僚は、前述の同年8月2日に同資格を取得している複数の同僚について、「少なくとも数か月間は一緒に勤務していたと思う。」と供述していること、iv) 前述の元役員及び被保険者記録が確認できる同僚が記憶している同僚については、申立期間③及びその前後の期間において、氏名が確認できないことから判断すると、C社は、申立期間③当時、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、前述の元役員は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間は短かったと思う。申立人に係る厚生年金保険の加入状況等については、会社は既に解散しており、当時の資料が無いため不明である。」と回答している上、前述の被保険者原票により、同社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、前述の被保険者原票を確認しても、申立期間③及びその前後の期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

4 このほか、全ての申立期間について、各事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 41 年の夏から 43 年の秋まで、A 県 B 区に所在していた C 事業所に勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 県 B 区に所在していた C 事業所に勤務していた旨主張しているところ、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないものの、申立人が記憶している事業主及び複数の同僚については、申立期間の一部を含む期間において、D 社（所在地は A 県 B 区）に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該複数の同僚のうち、事情を確認できた同僚が申立人を記憶していること等から判断すると、申立期間当時、申立人は同社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、D 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は昭和 40 年 10 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所となった後、41 年 9 月 29 日に適用事業所ではなくなっていることから、申立期間のうち、同年 9 月 29 日から 43 年 11 月 1 日までの期間については、同社は適用事業所であったことが確認できない上、41 年 9 月 29 日以降において、同社に係る被保険者記録が確認できる者は見当たらない。

また、前述の事業所別被保険者名簿により、B 社における厚生年金保険の被保険者 14 人のうちの 6 人が、昭和 40 年 12 月 2 日に同社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同日から半年以上経過した 41 年

7月頃から勤務していた旨主張している申立人が、当該6人のうちの2人を記憶していると共に、2人のうちの1人が申立人を記憶している上、当該申立人を記憶している者は、46年3月頃まで同社に勤務していた旨供述していることから、当該6人のうちの少なくとも2人については、同社に継続して勤務していた期間中に被保険者資格を喪失したことがうかがえるほか、被保険者14人全員が、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得しており、その日から同社が適用事業所ではなくなった日までの期間において、新たに被保険者となった者は確認できないことから判断すると、少なくとも40年12月頃以降においては、同社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に適用させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述のとおり、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、前述の事業所別被保険者名簿において、同社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

加えて、前述の事業所別被保険者名簿を確認しても、申立期間及びその前後の期間において申立人の氏名は確認できず、被保険者の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 4 日から 39 年 1 月 29 日まで

私は、申立期間において、A事業所（現在は、B社）に勤務していたが、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性のうち、申立人が同資格を喪失した昭和 39 年 1 月 29 日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の支給要件を満たしていた 29 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、20 人に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、そのうち申立人を含む 19 人が当該事業所に係る資格喪失日からおおむね 6 か月以内に支給決定されている上、B社は、申立期間当時、退職の際に脱退手当金について説明を行い、従業員に代わって代理請求を行っていた旨回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、社会保険庁（当時）が、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「回答 39. 3. 1」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 4 月

17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月頃から 60 年 2 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 58 年 10 月頃から 61 年 10 月頃まで勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間は 60 年 2 月 1 日から 61 年 10 月 21 日までの期間とされており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る昭和 59 年度及び 60 年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人の 59 年 9 月分から 61 年 10 月分までの給与が支払われていることが確認できることから判断すると、日付は特定できないものの、申立人は、申立期間の一部を含む 59 年 9 月から 61 年 10 月までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「入社当初は試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させておらず、申立人については昭和 60 年 2 月から正社員として加入させた。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人も、同社では試用期間があった旨供述しているところ、前述の賃金台帳により、昭和 59 年 9 月分から 60 年 1 月分までの給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、当該被保険者原票において申立人に係る被保険者記録が確認できる同年 2 月分の給与から保険料が控除され始めていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間については国民年金の

被保険者期間であり、国民年金保険料の納付記録が確認できる。

さらに、前述の被保険者原票により、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1086

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 20 日から 11 年 4 月 30 日まで
社会保険庁（当時）の記録において、A社における私の申立期間に係る標準報酬月額は当初 15 万円と記録されていたにもかかわらず、9 万 8,000 円に減額訂正されていることに納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 15 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 11 年 4 月 30 日の後の同年 11 月 5 日付けで、10 年 7 月 20 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本、申立人の妻から提出された申立期間当時のA社の決算報告書及び申立人の供述等から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、保険料を滞納しており、その支払いについて社会保険事務所（当時）に行って話をした。」と供述しており、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で申立人の申立期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。